

## 令和5年度キャリアアップ助成金制度の概要 (予定)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいたい）いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善などの取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。なお、下記内容は、今後、変更される可能性があります。また、生産性の向上が認められる場合の加算については令和5年3月31日をもって廃止となります。

### ● 正社員化支援

コース名	内容	支給額（1人当たり）※（）内は大企業の場合
正社員化コース	正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要	①有期→正規：57万円（42.75万円） ②無期→正規：28.5万円（21.375万円）
障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換	①有期→正規：90万円（67.5万円） ②有期→無期：45万円（33万円） ③無期→正規：45万円（33万円） ※ 重度障害者の場合は、①120万円（90万円） ②360万円（45万円）となる。

#### 正社員化コースの加算措置/加算額（1人当たり）※（）内は大企業の場合

■ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化	①9.5万円（大企業も同額） ②4.75万円（大企業も同額） ※自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員化した場合の加算は、 ①11万円②5.5万円（大企業も同額）
■ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用	28.5万円（大企業も同額）
■ 母子家庭の母等又は父子家庭の父	①9.5万円（大企業も同額） ②4.75万円（大企業も同額）
■ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定	1事業所当たり9.5万円（7.125万円）

### ● 処遇改善支援

コース名	内容	支給額（1人当たり）※（）内は大企業の場合
賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用	①3%以上5%未満：5万円（3.3万円） ②5%以上：6.5万円（4.3万円）
賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用	1事業所当たり60万円（45万円）
賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施	1事業所当たり40万円（30万円）
短時間労働者労働時間延長コース	有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用	23.7万円（17.8万円） なお、3時間未満の延長であっても、以下のとおり、助成を受けられる場合がある。 ・1～2時間延長かつ10%以上昇給 5.8万円（4.3万円） ・2～3時間延長かつ6%以上昇給 11.7万円（8.8万円） ※ 令和6年9月末までの金額

#### 賃金規定等改訂コースの加算措置/加算額（1人当たり）※（）内は大企業の場合

■ 「職務評価」の手法の活用により実施 1事業所当たり20万円（15万円）

#### 賞与・退職金制度等導入コースの加算措置/加算額（1人当たり）※（）内は大企業の場合

■ 同時に導入した場合 1事業所当たり16.8万円（12.6万円）